



お知らせ

マイナンバーカードの申請・受取り

時間外・休日窓口を開設します。
※前日の開庁時間帯までに要予約。
日 5月16日(土) 午前9時~正午
5月8日(金)、21日(木)
午後5時30分~7時30分
所 市民課(市役所1階)
問 マイナンバーお問い合わせダイヤル
☎28303(市役所1階) ID1333

豆田町伝統的建造物群保存地区 内での建築行為等の相談会の開催

豆田町伝統的建造物群保存地区内
で、建物等を建築・改修する行為や土
地を舗装するなどの形状変更、樹木等
の伐採行為などを行う場合は、事前に
申請手続が必要です。このような行為
を予定している人は、ご相談ください。
日 5月18日(月) 午前10時~午後3時
所 豆田まちづくり歴史交流館(離れ座敷)
※事前に下記にお問い合わせください
問 文化財課町並み保存係
☎247171(市役所別館2階)

飼い主のいない猫の不妊・去勢 手術費の助成

内 猫の繁殖を抑える不妊・去勢手術
にかかる費用の一部助成
■ 助成額(上限)
オス:5,000円 メス:10,000円
■ 申請受付期間(先着順)
・第1期 9月30日(水)まで
・第2期
10月1日(木)~令和9年2月28日(日)
対 市内の飼い主のいない猫
※手術実施前に申請が必要です。
問 環境課企画推進係
☎28357(市役所2階) ID2447

令和9年度分の申請を受け付けます 農地を守る柵の設置を補助します

農林業を営む個人・団体・集団がイノ
シシやシカ等による被害を防止するた
めの費用を、一部補助する事業です。
一部要件を緩和し、補助メニューを追
加しました。
■ 追加資材(設置要件あり)
鉄線柵(イノシシ用)、地際補強資材
■ 支給対象
出荷や販売を目的とした農林産物等
を栽培する農地等
※家庭菜園や遊休地等は対象外。
※自力施工による設置が必要。
■ 補助金額(予算の範囲内)
資材購入費の3分の2以内又は6分
の5以内(設置要件、基準限度額あり)
申 7月31日(金)まで
問 林業振興課有害鳥獣対策係
☎28212(市役所3階) ID14512

しいたけ種駒購入費を補助します

対 令和8年に購入・植菌した種駒数か
ら2万駒を減じた駒数
※3万駒以上の植菌をする生産者が対象。
■ 補助額 1駒当たり1円
※令和8年度は、物価高騰対応として
1円を加算します。
(国の物価高騰対応重点支援地方
創生臨時交付金を活用しています)
■ 補助要件
年間3万駒以上を購入・植菌していること
申 令和9年3月31日(水)まで
問 林業振興課林業振興係
☎28362(市役所3階)

住宅等の新築やリフォームに 日田材又は家具ポイントを支給

内 ①新築 最大20万円分
②リフォーム 最大15万円分
※加算要件あり
対 自らが居住する住宅の新築・リフォー
ムや豪雨等により被災した住宅の建
替え・修繕又は店舗等の修繕
■ 条件(下記以外のその他条件あり)
・木材使用量の80%以上が日田材で
あること
・年度内に完成確認(新築の場合は
上棟など)ができること
・市内の業者が施工すること

・木材を使用する工事の着工前であること
※先着順。予算がなくなり次第終了。
問 顔の見える日田材の家づくり等推進
協議会(日田木材協同組合内)
☎242167
林業振興課林業振興係
☎28362(市役所3階) ID1626

店舗等の木質化をしませんか

内 対 下記①~③のとおり。ただし利用者
から見えない部分等は対象外です。
①商業用店舗(販売・飲食等)、旅館・
ホテル
・内外装木質化にかかる工事費の2分
の1を補助(最大50万円)
・新築の場合は構造が木造軸組工法
であれば5万円を加算
②公共的施設等(教育福祉施設、病院、
公共交通機関の旅客施設や休憩所)
・内外装木質化にかかる工事費の3分
の2を補助(最大100万円)
③公共的施設等における東屋、ベンチ
等の設置
・木工事にかかる工事費の3分の2を
補助(最大10万円)
■ 条件(下記以外のその他条件有り)
・木材使用量の80%以上が日田材で
あること
・施工業者に工事を請け負わせること
・着工前(契約前)であること
・①は内外装を日田材で15㎡以上木質化
・②は内外装を日田材で30㎡以上木質化
※先着順。予算がなくなり次第終了。
問 林業振興課林業振興係
☎28362(市役所3階)

人権に関する市民意識調査

5年ごとに実施している「人権に関する
市民意識調査」を行います。
対 1,200人(無作為抽出)
※5月初旬に調査用紙を送付します。
問 人権・部落差別解消推進課啓発推進係
☎28017(市役所地下)

「経済センサス-活動調査」の実施

6月1日を基準日として、全国一斉に「経
済センサス-活動調査」が実施されます。
この調査は、全国の事業所・企業を対
象として実施される大切な調査です。
調査結果は、行政施策や民間企業の

経営計画の策定等の基礎資料として広
く活用されています。国が把握している
事業所等には、4月にインターネット回
答用の書類が送付されています。イン
ターネット回答が確認できなかった場合
や新設の事業所等は、5月から身分証
を携行した調査員が訪問しますので、
ご協力をお願いします。
※支所等を有する企業は、5月頃に本
社へインターネット回答用の書類が
送付されます。

問 情報統計課地域情報統計係
☎28229(市役所6階) ID14402

一般貨物自動車運送事業者等 経営継続支援事業の補助金

原油価格高騰や物価高騰などによっ
て、経営収支が悪化している市内の貨
物自動車運送事業者に対し、支援金を
交付します。
対 令和8年4月1日時点で、貨物自
動車運送事業法の許可を得て、
日田市内で貨物自動車運送事業
を営んでいること
・市税の滞納がないこと
■ 交付額
・普通貨物自動車(大型トラック等)
50,000円/1台
・小型貨物自動車・軽貨物自動車
25,000円/1台
■ 上限額 法人50万円、個人15万円
申 5月7日(木)~8月31日(月)(必着)に必
要書類等を下記に提出(郵送可)
ID14623
問 商工労政課産業振興係
☎28239(市役所3階)

健康・福祉

在宅介護者の集い・個別相談会

内 在宅で認知症の人を介護している家
族などを対象とした意見交換会
※意見交換会の終了後、希望者の個
別相談に応じます。
日 5月14日(木) 午後1時~3時
所 市役所2階 201会議室
申 5月13日(水)までに電話で下記に申込み
問 長寿福祉課長寿福祉係
☎28299(市役所1階) ID2804

5月は特別障害者手当・ 障害児福祉手当の支給月

■ 支給日 5月8日(金)
※2~4月分を振り込みます。
※次のような場合は支給対象外ですの
で、下記に必ず届け出てください。
・受給者が死亡又は市外に転出
・病院等に3か月以上継続して入院
・特別養護老人ホームや障害者支援
施設などに入所
ID2936・2595
問 福祉支援課障害福祉係
☎28290(市役所1階)

離乳食教室

内 離乳食についての講話と個別相談
対 生後4~6か月頃までの乳児の保護者
日 5月19日(火) 午前10時~11時30分
所 ウェルピア1階 健康相談室
定 先着10人
費 無料
申 5月12日(火)までに電子申請▶
又は下記に電話で申込み
※調理実習・試食・託児はありません。
子どもの同伴はできません。
ID2945
問 健康保険課健康支援係
☎243000(ウェルピア)

HIV夜間検査を実施します

6月1日~7日は「HIV検査普及週間」
です。早期発見のために、検査を受け
てみませんか。
内 問診・採血
※検査結果は、採血後約1時間で、直
接本人に口頭でお伝えします。電話
やメール、郵送での対応はできません。
対 検査を希望する人
日 6月1日(月) 午後5時~7時
所 西部保健所
費 無料
申 6月1日(月)正午までに予約フォーム▲
又は①に電話で申込み
※匿名で検査できます。また、検査人
数には限りがあります。
問 ①西部保健所☎23133
②健康保険課保健医療係
☎28370(市役所6階)

在宅高齢者住宅改造資金の助成

住宅改造が必要な身体状況の在宅高
齢者がいる住宅を、住みやすく整備す
るための経費の一部を助成します。
対 次の①~③に該当し、生計中心者(対
象となる在宅高齢者の生計を実質的
に支える人)の前年の所得金額が
200万円未満の世帯
①要支援・要介護と認定された65歳
以上の高齢者がいる世帯
②住宅改造が必要な75歳以上の高
齢者がいる世帯
③住宅改造が必要な65歳以上の高
齢者のみの世帯
■ 助成対象工事
手すりの取付け、段差の解消、滑りにく
い床材や移動しやすい床材への変更、
和式から洋式への便器の取替え 等
■ 助成額
対象経費の3分の2以内(上限40万円)
申 5月29日(金)まで
※工事着手前に申請が必要です。事
前に下記にお問い合わせください。
問 長寿福祉課介護保険係
☎28264(市役所1階) ID5055

在宅重度障がい者 住宅改造資金の助成

住宅改造が必要な障がい者がいる住
宅を、住みやすく整備するための経費
の一部を助成します。
対 身体障害者手帳1・2級、療育手帳
A、精神障害者保健福祉手帳1級の
障がい者で、生計中心者(対象とな
る障がい者の生計を実質的に支える
人)の前年の所得金額が200万円
未満の世帯
■ 助成対象工事
対象となる障がい者が日常生活で
常時使用する設備を障がい者に適す
るように改造するもの(玄関、台所、
浴室、便所、廊下、居間、階段、洗
面所、その他必要と認められる箇所)
■ 助成額
対象経費の3分の2以内(上限40万円)
申 5月31日(日)まで
※工事着手前に諸手続が必要です。
事前に下記にお問い合わせください。
問 福祉支援課障害福祉係
☎28290(市役所1階) ID1783